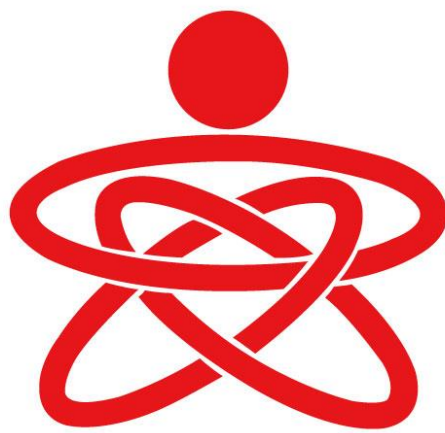


平成29年6月

優れた現代美術の海外発信促進事業



文化庁

Agency for Cultural Affairs,  
Government of Japan

要望書の提出締切日

平成29年7月14日（金）（必着）

提出先

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁文化部芸術文化課支援推進室育成係

E-mail : ikusei@mext.go.jp

- ※ 提出方法は特定記録郵便等配達記録が確認できる配送方法又は電子メール。（持参不可）
- ※ 郵送の場合は封筒の表に『平成29年度優れた現代美術の海外発信促進事業（後期）応募書類在中』と朱書き、電子メールの場合はタイトルに「【団体名】平成29年度優れた現代美術の海外発信促進事業（後期）申込」と記載してください。

応募要領

# 目 次

<b>1. 募集について</b>	<b>1</b>
(1) 目的	1
(2) 補助の対象となる活動の実施期間	1
(3) 対象となる活動	1
(4) 補助の対象となる分野	1
(5) 補助の対象となる者	2
(6) 補助金の額について	2
(7) 提出期間及び提出先	3
(8) 審査結果について	3
<b>2. 補助の対象となる経費等</b>	<b>4</b>
<b>3. 留意事項等</b>	<b>5</b>
(1) 応募に当たっての留意事項	5
(2) 事後評価について	5
(3) 事業名等の表示について	5
(4) 執行状況調査等について	6
(5) 補助金の適正な執行等について	6
(6) 不正受給等に伴う応募制限について	7
<b>4. 補助基礎額算出基準及び審査について</b>	<b>8</b>
(1) 補助基礎額算出基準	8
(2) 審査について	9
(3) 審査項目	9
<b>5. 提出書類について</b>	<b>10</b>
<b>6. 記入上の注意事項</b>	<b>12</b>
<b>7. 文化プログラムへの参画について</b>	<b>20</b>

## 問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
文化庁文化部芸術文化課支援推進室育成係 担当：森、小口

※平日10時～17時（12時～13時を除く）  
TEL 03（5253）4111（代表）内線2082  
FAX 03（6734）3815

ホームページから応募様式をダウンロードすることができます。  
文化庁ホームページ (<http://www.bunka.go.jp>)

# 1. 募 集 に つ い て

## (1) 目的

本事業は、我が国の優れた現代美術作家・作品の国際的なアートフェスティバル・フェアへの出展を支援することにより、我が国の現代美術の国際発信力・競争力の向上を図ることを目的とするものです。

## (2) 補助の対象となる活動の実施期間

対象となる活動は、下記の期間に実施されるものとします。

平成29年10月1日 ~ 平成30年3月31日

注) 次年度(平成30年4月以降)にまたがって開催される国際的なアートフェスティバル・フェアへの出展についても申請は可能ですが、**平成30年4月1日以降に係る経費については、補助の対象とすることはできません。**(平成30年3月31日までの経費のみ計上していただき、それ以降の経費は計上しないでください。)

## (3) 対象となる活動

**海外で開催される国際的なアートフェスティバルや国際的なアートフェア**(以下、「国際フェスティバル等」という。)**へ我が国の現代美術作家・作品を出展する活動**を補助します。

注) 国際フェスティバル等への出展が決定していない場合でも申請は可能ですが、出展申請が受け入れられなかったなど出展できなかった場合には、本事業に採択されたとしても、採択を取り消すこととなります。また、要望は1団体につき1事業(出展)に限るものとします。(実行委員会等に参加する団体も同様。)

## (4) 補助の対象となる分野

**国際フェスティバル等への現代美術作家の作品の出展を対象**とします。

なお、本事業の目的に鑑み、**出展作家及び作品の過半数は存命の我が国の現代美術作家・作品である**こととします。

## (5) 補助の対象となる者

我が国の現代美術の国内外への発信に取り組んでいる団体（以下、「団体」という。）で、かつ、その団体において作品を扱う人材等に高い専門性があり、次の①又は②のいずれかに該当する団体であること。

### ① 法人格を有する団体（日本法人であること。）

### ② 実行委員会

- ※ 実行委員会が以下の要件を全て満たし、かつ、その中核となる団体が①に該当すること
- ※ 中核団体は事業に係る責任を負い、参加団体を監督すること
- ※ アートフェア等毎に組織すること
- ※ 複数の団体の出展がある場合は、団体毎に審査を行う（p 9 参照）

ア. 定款、寄附行為に類する規約を有し、次のイ～エについて明記されていること

イ. 団体の意思を決定し、執行する組織（例えば、理事会、役員会等）が確立されていること

ウ. 自ら経理し、監査する等会計組織（例えば、事務執行者の権限の明確化や監事の配置等）を有すること

エ. 団体活動の本拠としての事務所を有すること

オ. 企業会計原則等に基づいた財務諸表又はこれに類する書類を作成していること

注1) 1会計年度のみ組織される実行委員会は、オ. の財務諸表に代えて、実行委員会の会計規則に基づく実行委員会の収支予算書でも可。ただし、中核となる団体の財務諸表を併せて提出すること。

注2) 個人事業主（いわゆる自営業者）の方は補助の対象となる者には該当しません。そのため、個人事業主の方が応募を希望される場合は、法人格を取得されるか又は法人格を有する団体と実行委員会を組織していただく必要があります。

## (6) 補助金の額について

**補助対象経費の2分の1を超えない範囲で、かつ上限は500万円とします。**

ただし、実行委員会の場合で、実行委員会を構成する団体がそれぞれ出展する場合の上限額は、それぞれの団体の補助対象経費の2分の1を超えない範囲で、かつ上限500万円の合計額とします。（p 9（2）審査を参照）

注1) ここで言う補助対象経費とは、消費税等仕入控除税額を控除した後の額を示します。

注2) 補助金の額は文化庁の当該事業予算の範囲内で算定されますので、要望された補助希望額の全てを満たすとは限りません。

注3) **補助金の額は、上記の額の範囲内で精算し、確定**します。**補助金は、確定した補助金の額を支払います**。（精算払いです。）

注4) 実績の報告と、交付申請書に記載されている計画を比較し、経費の減額や計画の変更又は虚偽の報告等が認められる場合は、補助金の減額や返還請求、補助の取消しを行います。

## (7) 提出期間及び提出先

**提出締切日** : 平成29年7月14日(金) (必着)

提出方法は<特定記録郵便>又は<電子メール>とします。

### ※郵送での提出について

- ・封筒に『平成29年度優れた現代美術の海外発信促進事業(後期)応募書類在中』と朱書きで記入してください。
- ・必ず、郵送、宅配便など(特定記録郵便等配達記録が残る方法によること)により送付してください。持参による提出はできません。
- ・電子メールと郵送を併用して提出する場合、郵送物の中に、電子メールを送信した日時を記載したメモを同封してください。

### ※電子メールでの提出について

- ・タイトルに「【団体名】平成29年度優れた現代美術の海外発信促進事業(後期)申込」と記載してください。
- ・押印は省略できません。押印されている書類をPDF等に変換して送付してください。

**提出先** : 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁文化部芸術文化課支援推進室育成係 担当: 森, 小口

E-mail: ikusei@mext.go.jp

## (8) 審査結果について

審査結果は、採択・不採択にかかわらず、応募のあった団体に対し、平成29年9月中旬を目途に郵送でお知らせします。

電話、ファクシミリ、電子メールでのお問合せにはお答えできません。

## 2. 補助の対象となる経費等

項目	内 訳
会場費	出展料，参加費，ブース設置料等
会場設営費	会場設営費（照明費，作品展示費，機材借料，設営スタッフ費等）， 会場撤去費  ※展示作品に付随する作品説明の作成を設営費に含めることは可能。 ※機材購入は計上不可 ※額装に係る経費は対象外。
運搬費	国際運搬費，海外現地運搬費  ※国内運搬費については，対象外。
旅費 （ <u>出展作家は5名まで，同行者は1名まで，計6名を上限とする</u> ）	渡航費（燃油特別付加運賃等を含む）  ※旅行会社の手配料は計上不可  ※理由を問わず，展覧会等期間中に一次帰国し再出国する場合，一次帰国及び再出国に係る経費は対象外。  ※日本出国後，乗り継ぎ等のために日本を経由する場合，24時間を超える日本滞在は認められない。  ※補助対象事業以外のアートフェア等に出展した後に帰国する場合，その移動に係る（帰国含む）経費は計上不可。
	海外現地交通費・海外宿泊費  ※現地交通費を計上できるのは，車両を借り上げた場合又は旅行会社等に手配行った場合のみ。

◆下記の経費は上記に該当する経費であっても計上できません。また，これらの経費は外部に委託した場合についても記入できません。

○添乗員・ガイド・医者に係る経費 ○作家の家族に係る経費 ○渡航手続書類作成料 ○ビザ取得経費  
○**旅行会社手数料** ○ガソリン代 ○作家等個人所有車両の借り上げ ○マネジメント料 ○**下見・取材等に係る経費** ○海外傷害保険・動産保険等の**各種保険** ○国交のない国・地域における展示に係る経費（※台湾に係る事業を申請する場合は，事前に相談してください。） ○国内交通費，国内宿泊費  
○日当

注1) **補助の対象となる経費は，平成29年10月1日から平成30年3月31日までに額が確定したものに限り**ます。

注2) 提出された要望書をもとに，後記の補助基礎額算出基準により補助基礎額を算出します。

注3) **記入できる経費は，応募団体から支出される経費のみ**とし，共催者等が支出する経費は記入できません。

注4) **実績報告書に記入できるのは，原則，支払済みの経費のみ**となります。

### 3. 留意事項等

#### (1) 応募に当たっての留意事項

i) 補助を受けようとする活動の主体である申請者、共催者及び当該事業に関わる団体は、補助を受けようとする活動に関して、次の事業への応募はできません。

- ・ 文化庁が実施する他の委託事業及び補助事業
- ・ 独立行政法人日本芸術文化振興会が実施する助成事業
- ・ 国際交流基金との共同事業

また、国が実施する他の補助事業及び独立行政法人国際交流基金の助成事業と重複しての採択はありません。

ii) 慈善事業等への寄附を目的として行われる展覧会等は、補助の対象にはなりません。

iii) 企業からの協賛金等や民間の支援団体・地方公共団体等からの支援金・補助金等の交付を受ける活動についても補助の対象となりますが、その場合は必ず収支計算書の「助成金」欄に見込額を計上してください。

iv) 要望書は審査資料となりますので、提出後変更が生じることのないよう、その内容について十分検討の上、作成してください。

内定後に補助対象活動の内容・収支予算に変更が生じる場合は、必ず変更の検討段階で文化庁への御連絡をお願いいたします。変更の可否は協議の上、判断します。

文化庁との協議を経ず大幅な変更を行った場合は、内定又は交付決定の取消しや補助金の一部を減額することもありますので御留意ください。

#### (2) 事後評価について

補助を受けた活動については、終了後、速やかに実績報告書等を提出するものとし、その上で、事後評価を実施します。また、事後評価と共に、事業内で作成したチラシ、プログラム、出展の様子が分かる写真等も併せて提出ください。

なお、提出された資料は、情報公開請求があった場合等には、原則公開されますので、作成に当たっては十分に留意してください。

#### (3) 事業名等の表示について

採択された活動についてポスター、チラシ、プログラム等に、文化庁シンボルマーク及び事業名「文化庁優れた現代美術の海外発信促進事業」を掲載していただくことになります。

なお、文化庁シンボルマークについては、文化庁（日本語及び英語）の文字の記載のあるものを使用してください。

#### 【チラシ等への表記の例】



平成29年度文化庁優れた現代美術の海外発信促進事業(後期)

※英語表記



Supported by the Agency for Cultural Affairs Government of Japan in the fiscal 2017

(ロゴマークに関しては、採択後、文化庁より電子媒体で送付)

#### (4) 執行状況調査等について

採択され補助を受けた活動については、当該活動の完了日が属する年度の終了後5年間(平成35年3月末まで)、当該活動に関する帳簿及び関係書類を、善良な管理者の注意をもって保管する必要があります。また、会計検査院の検査や文化庁による執行状況調査の対象になります。**また、執行状況調査の結果によっては、補助金を国庫に返納していただく場合があります。**

#### (5) 補助金の適正な執行等について

本事業は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年8月27日 法律第179号)及び「同法施行令」(昭和30年9月26日 政令第255号)の適用を受けることとなります。

また、文化庁では、平成24年3月30日に、芸術団体の会計処理等に係る不正行為を効果的に防止するための方策等についてまとめた「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」を作成しました。

本まとめに記された方策等については、平成24年3月以降、一定の準備期間(平成27年度事業申請までのおおむね3年間以内をめぐり)を設け、徐々に適用することとなっております。この中で、特に御留意いただきたい事項として、補助金等の申請に係る団体要件があります。方策のひとつとして、芸術団体の管理運営の適正化が掲げられておりますが、その内容としては、①原則として任意団体は法人格を有する団体へ移行、②法人化が困難な団体については財務諸表等の公開を義務付けることとなっております。

これを踏まえ、**平成29年度事業の申請から、申請団体の要件が、法人格を有する団体、又は、一定の条件を満たした実行委員会(中核団体が法人格を有すること)となりました。**

#### ○「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」の掲載ページアドレス

[http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/pdf/hojyokin\\_fuseiboushi\\_matome.pdf](http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/pdf/hojyokin_fuseiboushi_matome.pdf)



## (6) 不正受給等に伴う応募制限について

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業において、支援金等の不正受給等を行った場合、「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日 文化庁長官決定）に基づき、応募制限を行います。

芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について

平成22年9月16日 文化庁長官決定

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給等があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

記

- (1) 虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給、支援金等の他の事業・用途への流用、私的流用：応募制限期間4～5年
- (2) 調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間2～3年
- (3) 文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記(1)、(2)に準じて取り扱う。

## 4. 補助基礎額算出基準及び審査について

### (1) 補助基礎額算出基準

応募された事業が採択された場合、文化庁において次の基準により補助基礎額を算出します。

#### ○ 渡航費

- 渡航費は、使用予定の航空機に係る往復航空券の単価で計上する。ただし、渡航日における「利用するクラスの見積書」が発行されない場合は、参考となる価格(例：現在の価格)にて計上する。

なお、エコノミークラスのボックス運賃(航空会社正規割引運賃)を上限とし、ファーストクラス・ビジネスクラス等の利用により上限を超過した部分は、補助対象経費としない。

#### ○ 宿泊費

- 1人1泊あたりの上限額は、次のとおり。なお、長期間にわたる国際フェスティバル等に参加する場合であっても、宿泊費の上限は7日間とし、それ以上については補助対象経費としない。

**指定都市：19,300円，甲地：16,100円，乙地：12,900円，丙地：11,600円**

○海外	
【アジア地域】	
指定都市	シンガポール
乙地方	インドシナ半島(タイ、ミャンマー、マレーシア含む)、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港
丙地方	アジア大陸(指定都市・乙地方を除く)
【アフリカ地域】	
指定都市	アビジアン
丙地方	アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島、セイシェル諸島
【欧州地域】	
指定都市	ジュネーヴ、パリ、モスクワ、ロンドン
甲地方	ヨーロッパ大陸(指定都市、乙地方を除く)、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ、キプロス、アゾレス諸島、マデイラ諸島、カナリア諸島
乙地方	アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、スロバキア、ロシア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、ハンガリー、トルクメニスタン、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モルドバ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、セルビア・モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア
【大洋州地域】	
乙地方	オーストラリア大陸、ニュージーランド、ポリネシア海域、ミクロネシア海域、メラネシア海域
【中近東地域】	
指定都市	アブダビ、クウェート市、ジッダ、リヤド
甲地域	アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ、レバノン
【中南米地域】	
丙地方	メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島、イースター
【北米地域】	
指定都市	ロサンゼルス、ワシントン、サンフランシスコ、ニューヨーク
甲地方	北アメリカ大陸(メキシコより北部、指定都市を除く)、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島、グアム
【南極地域】	
丙地方	南極大陸

- 移動日、設営日、展示日、撤収日を「補助対象経費」に計上する。ただし、当該事業に携わらない(他の用務、観光、休日等)日の宿泊費は補助対象経費としない。

## (2) 審査について

- ・補助の対象となる事業は、学識経験者等から構成される協力者会議に諮って文化庁長官が決定します。
- ・審査は、団体等から提出された要望書に基づき、次の審査項目により審査の上、計画・作家の実績などを総合的に評価して行います。
- ・実行委員会を構成する複数の団体がそれぞれ出展する場合は、団体毎に審査を行います。よって、同一の実行委員会の中であっても、補助の対象となる団体と対象とならない団体が混在する場合があります。また、補助対象経費もそれぞれの団体毎に算定します。

注) 渡航・滞在に当たって特に注意が必要な場合に発出される外務省「渡航情報」等を参考にする場合もあります。

## (3) 審査項目

### i) 参加するフェスティバル等に関する項目

ア 出展するフェスティバル等が、国際的な現代美術のフェスティバル・フェアとしての実績があり、現時点において国際発信力・影響力を有しており、当該フェスティバル等に出展することが、出展作家のキャリアアップにつながるものであること。

### ii) 出展内容に関する項目

イ 出展作品には、海外の著名なフェアやフェスティバルに出展されるなど国際発信力のある我が国の作家の作品が含まれること。

ウ これまで余り海外で紹介されたことがなく、今後の評価の高まりが期待できる我が国の新進作家等の作品が含まれていること。

エ 展示内容が高い企画性を持ち、今後の我が国の現代美術の国際発信につながるようなものであること。

オ 展示趣旨・内容が明確であり、具体的に説明されていること。

### iii) 申請団体に関する項目

カ 国際的なフェスティバル等への出展について実績があること。

キ 事業が円滑に行える経営基盤及び人員体制が確立していること。

ク 経費の積算内容が適正であること。

## 5. 提出書類について

### (1) 提出書類

提出書類は、全てA4サイズ・片面印刷とし、いずれの資料もホチキス止めはしないでください。また、冊子等は含めないでください。

- ① **要望書**（1部） 要望書の内容は、14ページを参照してください。

注) 実行委員会の場合は、様式Bに実行委員会全体について記載し、内訳として、出展する団体毎に様式Aを記載して提出してください。

例) 実行委員会（4団体の内、3団体が出展）・・・様式B 1枚、様式A 3枚

- ② **定款、寄附行為**又はこれらに類する規約（1部）

- ③ **直近3ヶ年の財務諸表**又はこれに類する書類（実行委員会の場合は実行委員会及び中核団体のものが必要）

注) 財務諸表について

1 会計年度のみ組織される実行委員会は、財務諸表に代えて、実行委員会の会計規則に基づく実行委員会の収支予算書でも可とします。ただし、その場合、中核となる団体の財務諸表を併せて提出してください。

- ④ 旅費を計上する場合には**旅行代理店発行の国際航空運賃見積書（写し）**

（「利用するクラスの見積書」及び「エコノミークラスのボックス運賃（航空会社正規割引運賃）の見積書」 各1通計2通）

注) 旅行代理店発行の国際航空運賃見積書（写し）について

渡航日における「利用するエコノミークラスの見積書」が発行されない場合は、参考となる価格（例：現在の価格）による見積書を提出してください。また、渡航日における「航空会社のエコノミークラスの正規割引運賃の見積書」が同運賃未定により、発行されない場合は、現在のボックス運賃による見積書を提出してください。

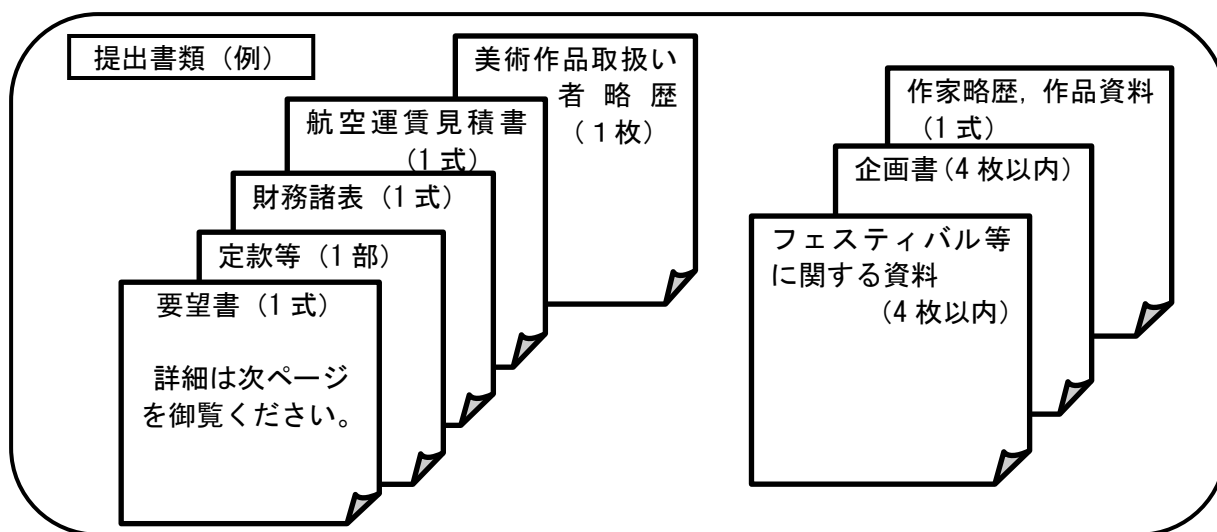
- ⑤ **フェスティバル等の規模・内容、過去の実績等**について、参考となる資料等（白黒4枚以内）（既に参加が決定している場合は、それを証する書類の写しを添付）

- ⑥ 今回出展内容（出展作家、作品、展示計画、展示スペースの広さ等）がわかる**企画書等**（4枚以内 白黒、カラーは問わない。）

- ⑦ **美術作品を扱う主な専門職員（いない場合は、団体の代表者等）の略歴**1枚以内、全出展予定作家（存命、物故、海外作家も含め）の略歴及び当該作家の近年の主要な作品の写真（出展作品が望ましいが、必ずしも出展作品には限らない。作品写真については、カラーとする。）なお、枚数は、1作家につき、略歴1枚、作品1枚の計2枚を上限とする。

## (2) 注意事項

- i) 要望書の応募様式は、文化庁のホームページ（<http://www.bunka.go.jp>）からダウンロードしてください。
- ii) 要望書等の作成に当たっては、記入例を参考にしてください。
- iii) 提出した書類については、その記載内容について問合せをすることがありますので、必ず写しをとり保管するようにしてください。**また、提出された書類等は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。**

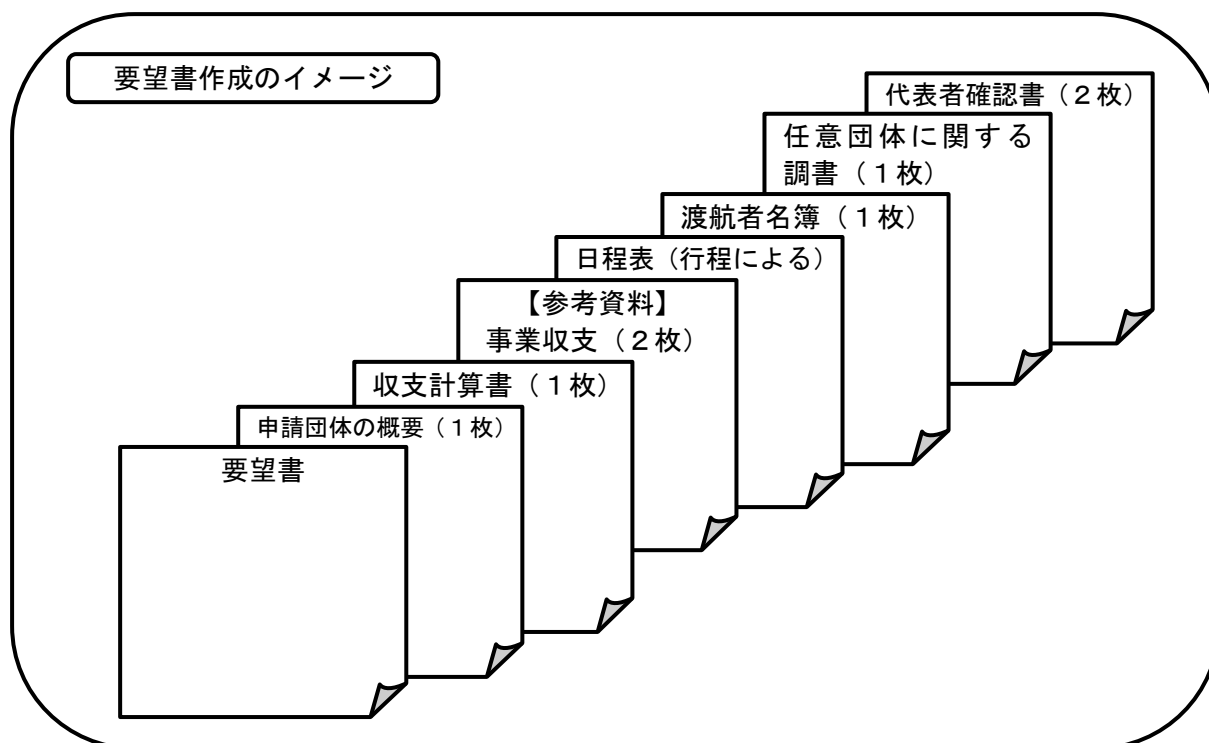


## 6. 要望書の記入上の注意事項

要望書の記入上の注意事項を記載したものを掲載しますので、必ず御一読の上、要望書を作成してください。  
なお、各様式は枚数を増やさず、そのページ内で収めてください。  
また、記入上の注意事項で記載を求めている内容は最低限記入してください。

・ 要望書	・・・・・・・・・・	14
・ 申請団体の概要	・・・・・・・・・・	16
・ 収支計算書	・・・・・・・・・・	17
・ 【参考資料】事業収支	・・・・・・・・・・	18
・ 日程表	・・・・・・・・・・	記入例省略
・ 渡航者名簿	・・・・・・・・・・	記入例省略
・ 任意団体に関する調書（該当団体のみ）	・・・・・・・・・・	記入例省略
・ 代表者確認書	・・・・・・・・・・	記入例省略

※ 記入例省略となっている様式についても必ず作成して提出してください。



# 優れた現代美術の海外発信促進事業 海外アートフェスティバル等出展 要望書様式

要望書  
(美術作品を扱う専門職員の略歴を添付)

申請団体の概要

収支計算書

【参考資料】事業収支

日 程 表

渡航者名簿

任意団体に関する調書 (該当団体のみ)

代表者確認書

※ 日程表、渡航者名簿、任意団体に関する調書 (当該団体のみ)、代表者確認書については、記入例を省略しておりますが、忘れずに作成してください。

要望書様式の作成の際には、この記入例ではなく、別途掲載する要望書様式をダウンロードしていただき、作成してください。

要望書様式は文化庁ホームページ ( <http://www.bunka.go.jp> ) よりダウンロードすることができます。

平成29年度文化庁優れた現代美術の海外発信促進事業  
海外アートフェスティバル等出展(後期) 要望書(様式 A)

文化庁長官 殿

〒  
住 所  
団 体 名  
代表者職・氏名  
印

下記の活動を行いたいので要望書を提出します。

記

フェスティバル等名称	※出展するフェスティバル等の名称, 開催国・都市名, 会場名等を記載してください。		
フェスティバル等開催期間	平成 年 月 日 ( ) ~ 平成 年 月 日 ( )		
出展期間	平成 年 月 日 ( ) ~ 平成 年 月 日 ( )		
フェスティバル等の概要	※ フェスティバル等の主催者, ディレクター, 芸術分野・テーマ, これまでの実施回数や開催間隔, 第1回の開催年、前回の来場者数, 出展者数(ブースの数)など, 現代アート界における評価、具体的に記入してください。		
展示内容等	〈展示内容〉		
	※展示内容のテーマ, 出展スペースの広さなど <b>具体的に</b> 記載してください。 〈出展予定アーティスト〉		
出展によって得られる効果	※ 我が国の現代美術の海外発信を促進する観点から, 今回の出展又は企画展等の実施によって, どのような効果が期待できるか記載してください。また, 補助金を得ることにより, 従来に出展にプラスして得られる効果についても記載してください。(新進作家の出展が可能になった等。)		
共催者及びその役割	※ 共催者等がある場合には, 共催者名及びその役割を具体的に記載してください。		
民間資金導入計画	※ 出展又は企画展等の実施において, 本補助事業以外に民間から補助を受ける計画があれば記載してください。		
他の国等機関の補助事業等への応募状況	※ 当該活動に関して, 国等機関の補助事業等への応募状況(予定)を記載してください。なお, 文化庁が実施する他の委託事業及び補助事業, (独)日本芸術文化振興会の助成事業への応募はできません。		
担当者 所属・氏名	電 話	F A X	
	(時間外連絡先: )	E-mail	



平成29年度文化庁優れた現代美術の海外発信促進事業  
海外アートフェスティバル等出展(後期) 要望書(様式B)

文化庁長官 殿

〒  
住 所  
実行委員会名  
代表者職・氏名

印

下記の活動を行いたいので要望書を提出します。

記

フェスティバル等名称	※出展するフェスティバル等の名称, 開催国・都市名, 会場名等を記載してください。		
フェスティバル等開催期間	平成	年	月 日 ( ) ~ 平成
出展期間	平成	年	月 日 ( ) ~ 平成
フェスティバル等の概要	※ フェスティバル等の主催者, ディレクター, 芸術分野・テーマ, これまでの実施回数や開催間隔, 第1回の開催年、前回の来場者数, 出展者数(ブースの数)など, 現代アート界における評価、具体的に記入してください。		
団体構成	<団体名> <展示の概要> <出展アーティスト>  ※ 各団体毎に上記を記載してください。		
共催者及びその役割	※ 共催者等がある場合には, 共催者名及びその役割を具体的に記載してください。		
民間資金導入計画	※ 出展又は企画展等の実施において, 本補助事業以外に民間から補助を受ける計画があれば記載してください。		
他の国等機関の補助事業等への応募状況	※ 当該活動に関して, 国等機関の補助事業等への応募状況(予定)を記載してください。なお, 文化庁が実施する他の委託事業及び補助事業, (独)日本芸術文化振興会の助成事業への応募はできません。		
担当者所属・氏名	電 話	(時間外連絡先: )	F A X
			E-mail

# 申請団体の概要

(平成29年6月現在)

(フリガナ) 団体名				代表者職・氏名	
所在地	〒			電話番号	
				FAX番号	
団体設立年月	年 月				
沿革					
団体の設置目的					
役員, 職員など	※ 役員(役割), 氏名及び職員総数などを記載してください。				
専門職員	※ 美術作品について, 専門的な知識を有する職員の役職名, 氏名などを記載し, 本紙の次に当該職員の略歴を添付してください。				
所属, 取り扱い作家など	※所属する, 又は恒常的に作品の取り扱いを行っている作家名について記載してください。				
海外フェスティバル等 出展実績	実施年月日(期間)	フェスティバル等の名称	会場(開催地)	主な出展作家	
国内における 主な活動状況 (国内における展示会等の開催実績について記載してください。)	実施年月日(期間)	展示会名	会場(開催地)	主な出展作家	
構成団体の出資額	(実行委員会形式をとる場合のみ記載してください。)				
団体の財政状況 (年度は, 団体の会計年度)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	
	総収入	千円	千円	千円	
	総支出	千円	千円	千円	
	当期損益	千円	千円	千円	
	累積損益	千円	千円	千円	
本事業における補助実績及び対象事業における売上 (最近3年間について記入)	実績 売上	千円 千円	実績 売上	千円 千円	千円
自治体・財団・企業等からの寄付金・助成金実績 (最近3年間について記入)					

※ 実行委員会を組織している場合, 実行委員会の概要のほかに, 中核となる芸術団体の概要を作成すること。

# 収 支 計 算 書

(支出)

消費税非課税・不課税となる補助対象経費の後ろに\*をつけてください。

項 目	内 訳	金 額(円)
補助対象経費	会場費（出展ブース代） 〇〇〇ドル（@〇〇〇円） 〇〇〇円 * 会場設営費 〇〇〇ドル（@〇〇〇円） 〇〇〇円 * ※ 1 ドル=〇〇〇円で積算	〇〇〇〇円
	渡航費 出展アーティスト2名 成田～香港～成田 @〇〇〇円×2人 〇〇〇円 * 同行者1名 成田～香港～成田 @〇〇〇円 〇〇〇円 * 宿泊費 @〇〇〇円×5泊×3人 〇〇〇円 * ※ 1 ドル=〇〇〇円で積算	〇〇〇〇円
	国際運搬費 〇〇〇ドル（@〇〇〇円） ※ 1 ドル=〇〇〇円で積算	〇〇〇〇円
補助対象経費計 (A)		〇〇〇〇円
(A) のうち消費税非課税・不課税となる補助対象経費の額 (B)		〇〇〇〇円
消費税等仕入控除税額控除後補助対象経費 (C)		〇〇〇〇円
課税事業者: $(C) = (A) - \{(A) - (B)\} \times 8/108$ ・ 免税事業者・簡易課税事業者 : $(C) = (A)$		〇〇〇〇円
(C) × 1/2 = 補助希望額 (D)		〇〇〇〇円
【参考】渡航費・宿泊費に係る対象経費との差額分	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">該当するいずれかに○をつけてください。</div> 宿泊費（対象日差額） (▲▲▲円-〇〇〇円) × 5泊×3人 〇〇〇円 *	〇〇〇〇円

提出した「利用するクラスの見積書」に基づき記入してください。(エコノミークラスのボックス運賃上限。)

団体名:

## 事業収支

※応募事業に係る全経費について、補助対象経費以外も含めて記入してください。

		項目	金額(円)	内 訳
収入の部		売上収入		
		共催者負担金		
		補助金・助成金		
		寄付金・協賛金		
		カタログ売上収入		
		広告料・その他収入		
		小 計 (イ)		
		自己負担金(ロ)		
		収入合計(イ)+(ロ)		
支出の部		項目	金額(円)	内 訳
		会場費, 会場設営費		
		運搬費		
		謝金		
	旅費			

団体名:

## 事業収支(続紙)

	項 目	金 額(円)	内 訳
支 出 の 部	作品制作費		
	通信費		
	宣伝費		
	印刷費		
	記録費		
	諸経費		
支出合計(A)			

※収入合計(イ)+(ロ)と支出合計(A)は一致させること。

団体名:

## 7. 文化プログラムへの参画について

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以後、東京2020大会）は、スポーツの祭典のみならず文化の祭典です。「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」においても、東京2020大会を我が国の文化財や伝統等の価値を世界に発信するとともに、文化芸術が生み出す社会への波及効果を生かして諸課題を乗り越え、成熟社会に適合した新たな社会モデルの構築につなげていくまたとない機会ととらえており、リオ大会後から、全国の自治体や芸術家等との連携の下、文化プログラムを全国各地で推進していくことを謳っています。

文化庁としては、東京2020大会を契機に文化プログラムを推進することを重点政策ととらえており、文化庁の委託事業や補助事業に申請される団体等におかれましては、多様な文化プログラムを実施するとともに、可能な限り、文化プログラムに関する認証プログラムへの申請をお願いいたします。

### 《認証プログラム》

#### 1. 東京2020文化オリンピック（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）

政府、開催都市、会場関連自治体、大会スポンサー等の東京2020大会に関連の強いステークホルダーが実施する事業（東京2020公認文化オリンピック）や、地方公共団体（会場関連自治体を除く）や独立行政法人、公益法人等が実施する、東京2020大会の機運を醸成し、オリンピック・パラリンピックムーブメントを裾野まで広げる事業（東京2020応援文化オリンピック）が対象です。

2016年10月から認証が開始されておりこれまで多くの事業が「東京2020文化オリンピック」の認証を受けています。2017年7月20日からは、応援文化オリンピックの対象団体が拡大（非営利団体等）される予定です。

<東京2020組織委員会ホームページ>

<https://tokyo2020.jp/>

#### 2. beyond2020プログラム（文化庁beyond2020プログラム事務局）

2020年以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーを創り出す文化プログラムを「beyond2020プログラム」として認証しています。

具体的には、①日本文化の魅力を発信する取組であるとともに、②障害者にとってのバリアを取り除く取組、または、外国人にとっての言語の壁を取り除く取組を含んだ活動であることを要件としています。

国や地方公共団体等の公的機関に加え、非営利団体、商工会議所、民間事業者等、営利・非営利を問わず、多様な団体が申請可能です。

これまで内閣官房オリパラ事務局が単独で認証を行っていましたが、本年5月からは

新たに文化庁も認証機関となり、以下のポータルサイトで認証を受け付けています。

<Culture Nippon ホームページ>

<http://culture-nippon.go.jp/ja/#pages/beyond2020>

※1 両プログラムへ重複して申請することも可能です。

※2 「Culture Nippon」は、文化庁が全国各地の文化情報を集約し、多言語でオープンデータとして発信・提供する「文化情報プラットフォーム構想」の一環で試行的に構築・運営するポータルサイトです。今後、beyond2020 プログラム以外の文化イベント等の登録・発信も可能となりますので、積極的な情報登録をお願いします。